

# 県内産資材及び県内下請企業の優先使用について

## 1. 概要

県内経済の活性化のため、平成21年4月1日を適用として、県内生産品や県内下請の原則使用を長崎県建設工事共通仕様書に規定した。（「改定箇所一覧表」参照）

## 2. 対象工事

WTOの対象とならない工事

（なお、WTO対象工事については、引き続き「努力規定」としている。）

## 3. 運用

WTOの対象とならない工事

- ・ 県内産資材及び県内下請企業を使用しない理由が「別紙1」に該当する場合で、かつ、必要な説明資料が不備なく提出された場合に限り、使用が認められる。
- ・ 監督職員の承諾なく県外産資材及び県外下請企業を使用した場合は、工事成績評価に反映（減点）することとする。

WTO対象工事

- ・ 請負者に対して「県内企業の優先活用のお願い」を書面で行うとともに、使用しない理由に添付が必要な説明資料の一覧表「別紙4」も渡す。
- ・ 県内産資材及び県内下請企業を使用しない場合は、理由や説明資料の提出を求めるとともに、必要に応じて、所属長に至るまで「再考」をお願いする。

上記 における留意事項

- ・ 資材とは、工事に用いる建設資材であり、リース材は含まれない。
- ・ 下請とは、建設業法における建設業を営む者とし、警備業者や運送業者は含まない。

## 4. 適用年月日

平成21年4月1日以降入札手続きを開始する工事に適用する。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 【改定21.4.1】 県内優先に関する分

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-37	<p>1-1-5-3 資材等の県内優先調達</p> <p>1. <u>請負者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しななければならない。</u>  <u>ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。</u></p> <p>2. <u>請負者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）；建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</u></p> <p>3. <u>請負者は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）；長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</u></p> <p>4. <u>請負者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。</u></p>	<p>1. <u>請負者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため長崎県産品を使用するよう努めること。</u>  <u>ただし、選定にあたっては請負者の判断による。</u></p> <p>2. <u>請負者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）；建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</u></p> <p>3. <u>請負者は、長崎県産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）；長崎県内産資材を使用しない理由書）及び電子ファイルを事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">原文なし</p>	
	<p>県内生産品とは          ①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。          「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」          ②長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。</p>	<p>長崎県産品とは          ①県産品資材（生木・建築資材）の優先使用に関する要領の第2条（県産品の定義）に記載されているもの。          第2条（県産品の定義）          一、県内の工場で製造された資材・製品          二、長崎県及び長崎県内の市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品          三、県内企業が開発し、県外の工場で製造されたものも県内製品として取り扱うものとする。          四、その他、県産品審査委員会で認定されたもの。          注）二次製品について          ・材料が県外製品であっても、県内の工場等で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内製品として取り扱うこととする。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 【改定21.4.1】 県内優先に関する分

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-38	<p>1-1-5-4 下請人の県内優先活用</p> <p>1. <b>請負者</b>は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「<u>県内に主たる営業所</u>」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならずならない。</p> <p>ただし、WTO対象工事については、「<u>県内に主たる営業所</u>」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、<b>請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式-1（県内業者、県内産建設資材の活用））：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</b></p> <p>3. <b>請負者</b>は、<b>請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用））：長崎県内下請企業を使用しない理由及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならぬ。</b>なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>	<p>1. <b>請負者</b>は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「<u>県内に主たる営業所</u>」を有するものの中から選定するよう努めること。</p> <p>ただし、選定にあたっては請負者の判断による。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、<b>請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式-1（県内業者、県内産建設資材の活用））：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。</b></p> <p>3. <b>請負者</b>は、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用））：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び電子ファイルを事前に監督職員に提出し、<b>確認</b>を受けなければならぬ。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関（五島地方局、上五島本土事務所、志岐地方局、対馬地方局）の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>	

## 長崎県内産資材を使用しない理由書 (当初)

平成〇〇年〇〇月△△日

〇△□ 土 木 事 務 所  
所 長 〇〇 □□ 様

商号又は  
名 称 〇〇△□会社(株)

営業所名 〇〇△□営業所

代表者名 代表取締役 〇〇 △□

所 在 地 〇〇市△□町1-1

発注番号 9999

工事番号 〇〇第〇-〇号

別紙、製品品目一覧表を参照。

工 事 名 □□道路改良工事

工事場所 〇〇市□□町

請負金額 ¥100,000,000

製品品目	製品名	理 由
0103 セメント・ 生コン	生コンクリート	簡潔に理由を記載してください。
0106 コンクリート二次製品	ボックスカルバート	簡潔に理由を記載してください。
0201 道路舗装材料類	インターロッキング	簡潔に理由を記載してください。
0106 コンクリート二次製品	L型擁壁	簡潔に理由を記載してください。





別紙 1 長崎県内産資材及び長崎県内下請企業を使用しない理由及び説明資料一覧

WTO対象とならない工事

長崎県内産資材及び長崎県内下請企業を使用しない理由		説明資料
資材	該当する資材が県内生産品には存在しない。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの「該当資材の県内生産品を取り扱っていない旨」の証明書 ただし、鋼材(棒鋼、形鋼等)については、説明資料の提出は必要無い。
	県内生産品はあるが、需要に対する生産能力がない。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの「該当資材の県内生産品を調達できない旨」の証明書
	県内生産品の価格が設計単価より高価である。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上の見積書
	長崎県リサイクル製品等認定制度による認定製品を使用する。	調達予定資材の認定書の写し
	資材の性能が県外産品の方が優れている。	具体的な理由を記載した理由書
下請	県内企業に準ずるものである。	次に掲げる1.2の両方を満たすもの。 1.長崎県内での営業所等の営業年数が5年以上あることを証明できる書類(登記簿の写しなど。会社のパンフレットは不可) 2.長崎県内の営業所で雇用している従業員の5人以上が長崎県内に住所を有していることを証明できる書類。(保険証の写しなど)
	県内で施工できる業者がない。(施工能力や実績、所有する仕事量等の理由により)	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上からの「施工できない旨」の証明書
	県内業者による下請が県の設計より高い。	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上の見積書 長崎県の積算基準に基づいて積算した下請予定部分の積算内訳書
	県外の施工業者の方が県内の施工業者より施工能力が優れている。	具体的な理由を記載した理由書
共通	その他 真にやむを得ない理由がある場合	その他 具体的に理由のわかる資料

別紙 4 「長崎県内産資材及び長崎県内下請企業を使用しない理由書」に添付する説明資料一覧

WTO対象工事用

長崎県内産資材及び長崎県内下請企業を使用しない理由		説明資料
資材	該当する資材が県内生産品には存在しない。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの「該当資材の県内生産品を取り扱っていない旨」の証明書 ただし、鋼材(棒鋼、形鋼等)については、説明資料の提出は必要無い。
	県内生産品はあるが、需要に対する生産能力がない。	県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上からの「該当資材の県内生産品を調達できない旨」の証明書
	県外産品と比較し、県内生産品が高価である。	県内生産品については、県内に営業所をもつ建設資材を取り扱う商社の2社以上の見積書 調達を予定している県外産品の見積書
	下請が選定した資材である。	材料の調達が、下請の契約に入っていることが確認できる書類の写し
	長崎県リサイクル製品等認定制度による認定製品を使用する。	調達予定資材の認定書の写し
	資材の性能が県外産品の方が優れている。	具体的な理由を記載した理由書
下請	県内企業に準ずるものである。	次に掲げる1.2の両方を満たすもの。 1.長崎県内での営業所等の営業年数が5年以上あることを証明できる書類(登記簿の写しなど。会社のパンフレットは不可) 2.長崎県内の営業所で雇用している従業員の5人以上が長崎県内に住所を有していることを証明できる書類。(保険証の写しなど)
	県内で施工できる業者がない。(施工能力や実績、所有する仕事量等の理由により)	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上からの「施工できない旨」の証明書
	県内業者による下請より県外業者に発注した方が安い。	県内に主たる営業所を持つ建設業2社以上の見積書 下請を予定している建設業者の見積書
	下請が選定した下請(2次以下)である。	施工体系図の写し
	県外の施工業者の方が県内の施工業者より施工能力が優れている。	具体的な理由を記載した理由書
共通	その他	その他 具体的に理由のわかる資料